

魅力ある観光地域づくり支援事業補助金



本県の魅力ある地域資源等を活用した新たな旅行商品の造成、観光地の周遊を促進するバスツアーの運行等、宿泊者数や観光消費額の増加が見込まれる事業を支援します。

	対象事業	事業者	補助率	補助上限	事業期間	受付期間
(1) 地域資源を活用した旅行商品の造成支援事業	<p>地域資源を活用した新たな旅行商品の造成で、次のすべての要件を満たすもの。</p> <p>① 次のいずれかを主軸とした新規性のある取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「歴史・文化」「伝統・芸能」「自然」などの地域ならではの資源を活用した取組 ・ 「温泉」「食」などの美肌素材を活用した取組 <p>② 県外からの観光誘客や周遊に繋がるもの</p> <p>③ 旅行商品等として成立、定着が見込めるもの</p> <p>④ 宿泊者数や観光消費額の増加効果が見込めるもの</p> <p>⑤ 地元市町村と情報共有又は連携して実施するもの</p>	<p>① 観光地域づくり法人（DMO）</p> <p>② 観光協会</p> <p>③ 法人</p> <p>④ 法人格を持たない任意団体</p>	1 / 2	<p>上限 1,000千円</p>	<p>交付決定日～令和8年3月5日まで ※期間内の契約及び支出に限り補助対象となります。ただし、3月5日までに全ての支払いを終え、実績報告書を提出してください。</p>	<p>5月16日 申請締切</p>
(2) 小泉八雲の妻、セツをモデルとしたドラマを活用した旅行商品の造成支援事業	<p>小泉八雲の妻、セツをモデルとしたドラマを活用した新たな旅行商品の造成で、次のすべての要件を満たすもの。</p> <p>① 小泉八雲、セツのゆかりの地やその作品等を活用した取組であること</p> <p>② 県外からの観光誘客や周遊に繋がるもの</p> <p>③ 旅行商品等として成立、定着が見込めるもの</p> <p>④ 宿泊者数や観光消費額の増加効果が見込めるもの</p> <p>⑤ 地元市町村と情報共有又は連携して実施するもの</p>		2 / 3			
(3) 広域周遊バス等運行支援事業	<p>観光客に島根の魅力を伝えることができるような演出をし、観光客の周遊を促進するツアーバス（有料バス）や、観光タクシー等の運行事業で、次のすべての要件を満たすもの。</p> <p>① 主な運行ルートが複数の市町村を周遊するもの（隠岐地区は除く）</p> <p>② イベント等の際の臨時的な事業ではないこと</p>	<p>① 県内の市町村</p> <p>② 観光地域づくり法人（DMO）</p> <p>③ 観光協会</p> <p>④ 法人</p> <p>⑤ 法人格を持たない任意団体</p>	1 / 2	<p>上限 2,000千円</p>	<p>随時</p>	
(4) JR観光列車のおもてなし支援事業	<p>JR観光列車の停車駅で地元自治体が行う乗客向けのおもてなし事業</p> <p>※なお、以下の観点を意識した事業内容となるよう留意すること。</p> <p>① 沿線地域の魅力を伝えることができるような内容であること</p> <p>② 観光消費額の増加効果が見込めるもの</p>		<p>① 市町村</p> <p>② 観光協会</p>	<p>上限 500千円</p>		

補助対象経費の例と補助上限

対象経費	経費の例
委託料	専門家からの意見聴取（事業者委託）、モニターツアー運営
謝金・費用弁償	専門家からの意見聴取（個人への謝金）
材料及び消耗品費	参加者特典のノベルティ、商品造成に必要な消耗品（1件10万円未満）
食糧費	試作・試食（商品造成に必要な素材としての試食等に係るもの）
通信運搬費	送料、通信料（商品造成に必要な不可欠なものに限る）
使用料及び借上げ料	会場使用料、バスの借上げ料
印刷製本費	パンフレット・チラシ等作成
広告料	メディア・WEB等広告、メディアFAMやインフルエンサー招聘
旅行事業者への販売手数料	※広域周遊バス等運行支援事業のみ対象

主なスケジュールとお問合せ先・申請先

対象事業(1)(2)

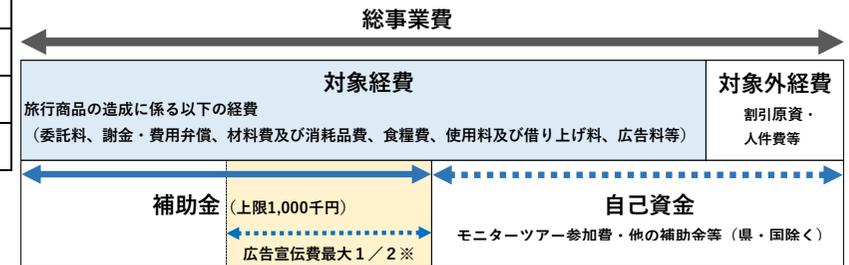
募集開始	3月28日
申請締切	5月16日17:00必着
事前審査	書面審査を実施します。 5月23日以降 書面審査結果および審査日程通知
審査	6月5日、6日 プレゼンテーションによる対面審査（松江会場・大田会場） ※隠岐地域の事業者等はオンライン可 ※会場および日時は書面審査結果とともに通知します。
交付決定・通知	6月中旬
実績報告書提出	3月5日必着（事業完了後30日以内または3月5日のいずれか早い日）

対象事業(3)(4)

募集開始	3月28日
申請	随時
審査	書面による随時審査
交付決定・通知	随時
実績報告書提出	3月5日必着（事業完了後30日以内または3月5日のいずれか早い日）

【旅行商品造成支援事業における経費の考え方】

造成した旅行商品の広告宣伝に係る経費は、補助金交付申請額の1/2を上限とします。
 ※広告宣伝費…造成した旅行商品の販路拡大を目的としたプロモーション等に係る経費
 ※対象経費「広告料」以外の項目でも、その内容が「広告宣伝」に該当する内容であれば「広告宣伝費」として取扱います。



【お問い合わせ先・申請先】

全県…島根県商工労働部観光振興課誘客第一係

TEL:0852-22-6914

メール:kankou-yukyaku@pref.shimane.lg.jp

<対象事業>(1)~(4) すべて

隠岐…島根県隠岐支庁県民局観光振興課

TEL:08512-2-9610

<対象事業>(3)のみ

事業の詳細、申請様式については観光振興課のHPの募集案内をご覧ください。

